

意見書案第 39 号

被爆国として「核兵器のない世界」実現に向けた積極的な役割を發揮するよう  
求める意見書

平成 28 年 10 月 27 日国連総会第一委員会において、平成 29 年に核兵器禁止条約の制定に向けた交渉を開始するよう求める決議案が賛成多数で採択され、12 月の国連総会本会議においても採択される見通しである。また、この採択を受けて平成 29 年 3 月及び 6 月にも条約交渉が開始される予定である。核のない平和な世界実現を一貫して訴え続けてきた広島・長崎の被爆者は、この決議採択を心から歓迎し、大きな期待を寄せている。

核兵器の持つ「抑止力」についてさまざまな立場や主張はあっても、その「使用」については肯定する国はない。核兵器が二度と使用されない世界を実現するためには、相互不信を前提とする「抑止力」ではなく、相互理解を促進する新たな仕組みを考えることが、国際社会全体の重要な課題である。この視点からオバマ大統領が広島を訪問した際「私自身の国と同様、核を保有する国々は恐怖の論理から逃れ、核兵器のない世界を追求する勇気を持たなければなりません」と述べた見識は貴重である。

「核兵器を禁止し、その全面廃絶につながるような法的拘束力のある法文書」の交渉が、市民社会も参加して国連で開催されることが確実となっている。こういう国際的な動きの中、唯一の被爆国として日本は核兵器廃絶に向けて積極的な役割が求められている。

よって、政府においては、下記の事項について特段の配慮を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 平成 29 年に開催される核兵器禁止条約交渉会議において、核兵器廃絶に向けた積極的な役割を發揮すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により提出する。

平成 28 年 12 月 16 日

釧路市議会

内閣総理大臣 }  
外務大臣 } 宛